

令和3年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

### 佐賀県人事委員会規則第27号

令和3年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

令和3年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則（令和3年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア～ケ 略 コ 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号。<u>第10号</u>において「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員として派遣されていた期間</p> <p>(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u> (令和3年改正給与条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p><b>第3条</b> 令和3年改正給与条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア～ケ 略 コ 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号。<u>第11号</u>において「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員として派遣されていた期間</p> <p>(9) 略</p> <p><u>(10) 給料月額7割改定 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）附則第17項の規定による給料月額の改定をいう。</u></p> <p><u>(11) 略</u> (令和3年改正給与条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p><b>第3条</b> 令和3年改正給与条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>(令和3年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)</p> <p><b>第4条</b> 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、令和8年3月31日までの間、その差額に相当する額を、令和3年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（<u>第6号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（<u>第6号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）</p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 切替日以降に給料月額7割改定をされた職員</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p>(令和3年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)</p> <p><b>第4条</b> 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、令和8年3月31日までの間、その差額に相当する額を、令和3年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（<u>第7号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（<u>第7号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）</p>

改正前	改正後
<p>を減じた額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（<u>第6号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(5) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 育児短時間勤務等をしている職員 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）別表第1若しくは別表第3の給料表又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）別表第3の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>イ 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>を減じた額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（<u>第7号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(5) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 育児短時間勤務等をしている職員 佐賀県職員給与条例別表第1若しくは別表第3の給料表又は佐賀県公立学校職員給与条例別表第3の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>イ 略</p> <p>(6) <u>給料月額7割改定をされた場合 切替日の前日に給料月額7割改定をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額</u></p> <p>(7) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。